

いじめ防止基本方針

令和5年4月 改訂

加賀市立作見小学校

目次

はじめに	1
1 いじめの定義	2
2 いじめの対策及び対応	
(1) いじめの未然防止の取り組み	
① 規律ある学校・学級づくり	
② いじめを許さない集団づくり	
③ わかる授業づくり	
④ 自己有用感や自己肯定感の涵養	
⑤ いじめを学ぶ機会の設定	
⑥ 情報モラル教育の充実	
⑦ アンケートや教育相談	
⑧ 校内研修の充実	
⑨ 家庭や地域との連携	
⑩ 年間計画	3
(2) いじめの早期発見の取組	4
① アンケート調査の実施	
② 教師と児童の信頼関係の構築	
③ 家庭や地域との連携	
④ 教職員間の情報共有	
(3) いじめの対処	
① 組織的な指導体制の確立	
② 迅速かつ丁寧な対応	
③ 関係機関との連携	5
④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
3 いじめ問題に対する校内整備	
4 いじめ防止の指針	6

いじめ防止基本方針（令和5年4月 改訂）

はじめに

本方針は、学校目標「自らのよさを感じ 自ら考え行動する 作見っ子の育成」のもと、本校に通う全ての児童の尊厳を保持するため、いじめの防止及び根絶に向けて策定するものである。

学校教育ビジョン

めざす児童像

- 目標をもって、挑戦する子
- 学びを楽しみ、学びを生かす子
- 人との関わりを大切にし、豊かにつながる子

（1）健やかな体

たくましく生きる力の育成 よりよい生活習慣の推進 自己管理能力・危機対応能力の育成

- 自分の体（健康・命）を自分で守る意識
- 目標をもった体力づくり（自分を鍛える）
 - ・体力向上一校一プラン ・スポチャレいしかわ ・運動を楽しむ ・遊びに親しむ
- 食育・健康安全教育の推進
- 家庭との連携
 - ・早寝、早起き、朝ご飯 ・メディアコントロール ・学校保健委員会

（2）確かな学力

「個別最適な学び」と「協働的な学び」への転換 問題発見・課題解決力の育成

- 児童主体の授業づくり
 - ・「わかる」「できる」授業 ・子どもたち自身が「考える」授業 ・自ら学ぶ力の育成
- 個に応じた学びにより、一人一人を伸ばす
- 多様な他者との協働により、よりよい学びを生み出す
- 学びを生かす視点
 - ・生きて働く力 ・未知の状況にも対応できる力 ・学んだことを人生や社会に生かそうとする力
- ICTの効果的な活用
 - ・日常的な活用、意図的な活用

（3）豊かな心

相手も自分も大事にする心 コミュニケーション力(対話) 豊かに生きる力(創造力 行動力)

- 一人一人が大切にされていると実感できるあたたかな学級・学校
 - ・いじめをゆるさない ・お互いに尊重し合う ・人と違うことを強みに
- 絆づくり
 - ・縦割り・異学年活動 ・児童主体の行事 ・豊かな体験活動（実社会・ホンモノに触れる）
- 道徳教育の充実
 - ・考え議論する道徳
- キャリア教育の推進
 - ・夢や目標をもって取り組み、自分の「未来」を切り開く力に

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
〈平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より〉

2 いじめへの対策及び対応

いじめ問題は学校にとって最優先課題であり、「いつでも」「どこでも」いじめは起こる可能性があることを認識し、いじめを防ぐために日頃から未然防止と早期発見に努める。【指針1・2】

(1) いじめの未然防止の取組

① 規律ある学校・学級づくり

服装や持ち物を整えたり、他者の安心・安全を意識した行動を促したりすることで、規律と秩序のある学校・学級づくりを行う。また、クラス会議を実施し、課題解決型の活動を通して、主体的な態度を育てる。

② いじめを許さない集団づくり（道徳教育や人権教育の充実）【指針3】

教育活動全体において道徳教育や人権教育等の充実を図り、自分を大切にすることと人を大切にすることを育てる。また、年間を通して、グループエンカウンターを実施し、豊かな人間関係の構築を図る。全校集会や学級活動などで教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を作り出す。

③ わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした「わかる」「できる」を実感できる学び合いのある授業実践に努める。

④ 自己有用感や自己肯定感の涵養

全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

⑤ いじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を、児童会を中心に推進する。

⑥ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ルールやマナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携をとりつつ、適切に指導を行う。

⑦ アンケートや教育相談

定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態を把握する。

⑧ 校内研修の実施

全ての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけ、実施する。

⑨ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、ホームページや便り等で啓発する。また、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

⑩ 年間計画

月	取 組 内 容
4月	生活目標の取組 「作見っ子のきまり」の共通理解 学校いじめ防止基本方針の共通理解 クラス会議① 児童理解の会①（気になる児童の情報交換、及び今後の取組の協議）
5月	生活目標の取組 いじめ調査① クラス会議② 児童理解の会②
6月	生活目標の取組 クラス会議③ いじめ調査② 児童理解の会③ 人権教育 いじめ撲滅スローガンの取組（児童会）
7月	生活目標の取組 いじめ調査③ 児童理解の会④
8月	気になる児童の家庭訪問 いじめ対応研修会（いじめ対応アドバイザー派遣事業）
9月	生活目標の取組 いじめ調査④ クラス会議④ 児童理解の会⑤
10月	生活目標の取組 クラス会議⑤ いじめ調査⑤ 児童理解の会⑥
11月	生活目標の取組 いじめ対応研修会（いじめ対応アドバイザー派遣事業） 非行・被害防止講座（保護者対象） いじめ調査⑥ クラス会議⑥ 児童理解の会⑦
12月	生活目標の取組 人権教育 いじめのない学校にしようの取組（児童会） いじめ調査⑦ 児童理解の会⑧
1月	児童理解の会⑨ いじめ調査⑦ クラス会議⑧ 児童理解の会
2月	生活目標の取組 いじめ調査⑨ クラス会議⑧ 児童理解の会⑩
3月	生活目標の取組 いじめ調査⑩ 児童理解の会③ （前回の取組の成果と課題 気になる児童の情報交換、及び今後の取組の協議） 学校いじめ防止基本方針の見直し 次年度の「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

【PLAN】



【DO & CHECK】

【ASSESSMENT】



【PLAN】

(2) いじめの早期発見の取組

① アンケート調査の実施

定期的なアンケート調査を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に努める。また、日頃から児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

② 教師と児童の信頼関係の構築【指針5】

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係のもとにあることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。また、交友関係や悩み等を把握するよう努める。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して家庭との連携を図る。また、日頃から児童センターや学校安全協力員等とも連携を密に取り、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめの情報は、学校全体で共有する。気になる児童がいる場合には、学年間や生徒指導委員会、児童理解の会等で、情報を共有し、より大勢の目で、当該児童を見守る。

(3) いじめへの対処

① 組織的な指導体制の確立【指針6】

校内に「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。

目的：いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、平時から取組を推進する。

いじめの発見時には、迅速かつ丁寧な対応をとる。

構成メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、関係職員等で構成する。

※必要に応じて、スクールカウンセラー いじめ対応アドバイザー等をチームに加える。

役割：ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 相談の状況把握及びその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

カ 発見されたいじめ事案への対応

キ 重大事態への対応

② 迅速かつ丁寧な対応【指針7・8・9】

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。また、いじめ行為を「差別」「人権侵害」と捉え、いじめを受けた児童を守るとともに、いじめを行った児童には、毅然とした態度で指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応する。

③ 関係機関との連携

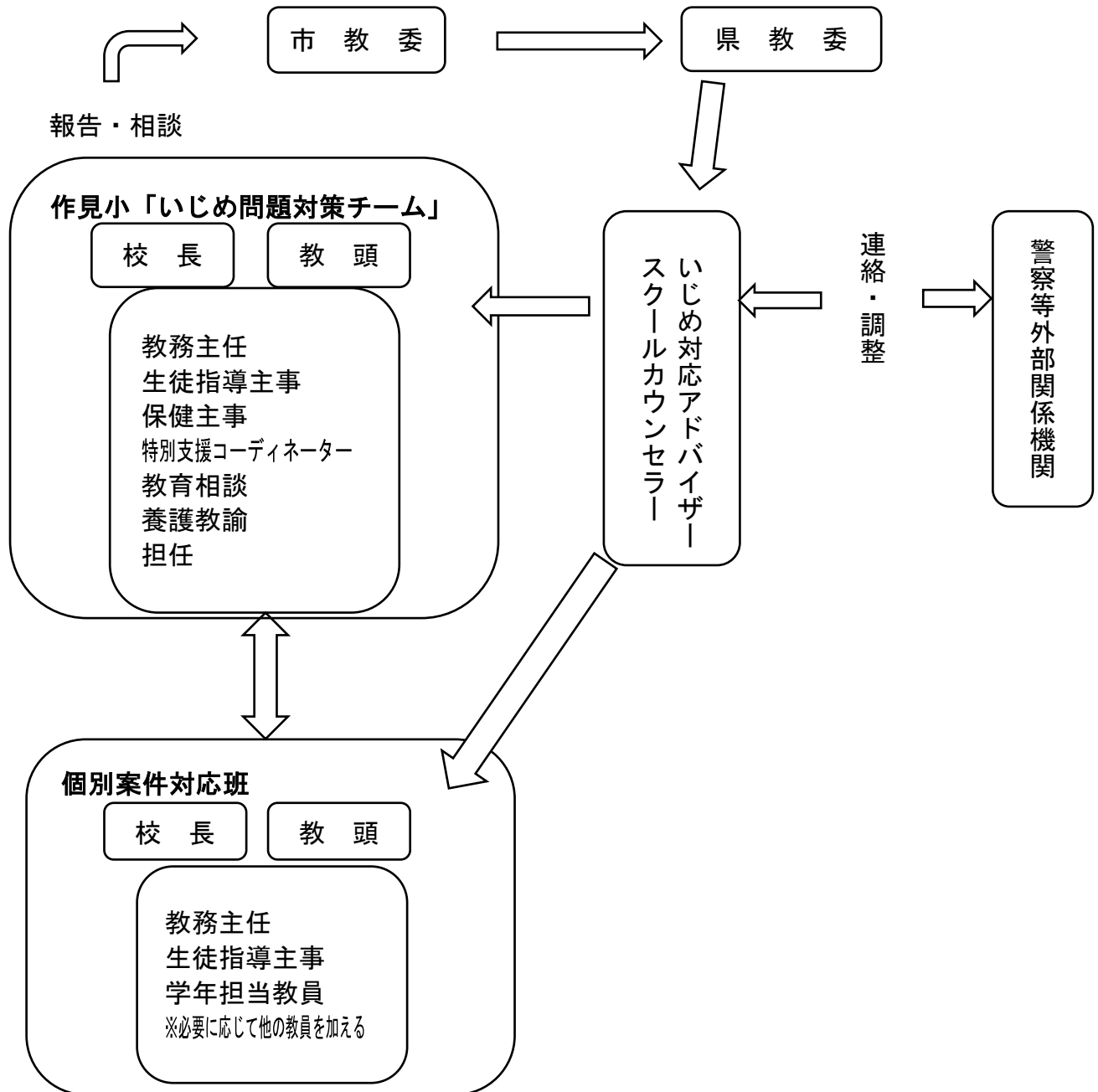
いじめを認知した際、校長は、責任を持って加賀市教育委員会に報告する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

3 いじめ問題に対する校内整備



4. いじめ防止の指針

- 1 いじめ防止は学校にとって最優先課題である。
- 2 いじめは「いつでも」「どこでも」起こりうるし、解決に時間を要する。
- 3 いじめのない児童・いじめを生み出さない集団づくりに力を注ぐ。
- 4 いじめを防ぐことに児童も参加できる仕組みを用意する。
- 5 困ったとき、そのことを伝えることができる児童との信頼関係づくりを常に心掛ける。
- 6 いじめ情報は、チームで共有し、チームで対処する。
- 7 いじめ行為は、差別及び人権侵害と捉え、全教職員が毅然に対応する。
- 8 いじめられた児童・保護者の痛みや苦しみを共有するところからスタートする。
- 9 いじめた児童には行為に至った背景を共有し、再びいじめに向かわない心を育てる。